

貸出文庫（ひまわり文庫・団体文庫）と団体貸出の比較表

	貸 出 文 庫		団 体 貸 出
	ひまわり貸出文庫（ひまわり文庫）	団体貸出文庫（団体文庫）	
制度概要	・住所地が図書館から遠隔地にあり、直接、図書館サービスを受けることが困難な利用者のために、<u>市民センター、公民館類似施設等の公共(的)施設内に図書コーナーを設け、図書の貸出を行う制度。</u>（従来の「自動車文庫」に代わるものとして平成5年より順次開設）（図書館が設置）	・住所地が図書館から遠隔地にあり、直接、図書館サービスを受けることが困難な利用者のために、団体からの申し出により住所地の近くに貸出文庫を設置し、図書の貸出を行う制度。 ・継続的に図書を借り受け、会員内の当該図書の貸出を行う、地域、職場にある団体で、<u>図書館からの配本を必要とするもの。</u> <u>幼稚園、保育所、病院、高齢者福祉施設等。</u>	・団体とは、継続的に図書を借り受け、会員への当該図書の貸出を行う、地域、職場にある団体で、<u>図書館からの配本を必要としないもの。</u> <u>学校の先生がクラス単位で借りる等。</u>
設置基準	原則として、1小学校区単位に1文庫を設置。 （令和8年3月31日現在：128ヶ所）	・市内の地域、職場等にある団体で、その会員数が20人以上であること。 ・会員内に、図書館と連携して文庫の管理及び貸出事務を継続的に遂行できる世話人が置かれていること。	・市内の地域、職場等にある団体で、その会員数が10人以上であること。 ・会員中に図書館と連携して、文庫の管理及び貸出事務を継続的に遂行できる世話人が置かれていること。
団体の登録	・設置・廃止は、中央図書館の決裁が必要。 ・図書館情報システムへの登録の際、利用者資格は「ひまわり文庫」と表記される。	・新規に団体文庫を開設するときは、活動拠点とする図書館に団体名簿を提出する。 ただし、設置申請できるのは中央図書館または地区図書館のみである。 ・設置・廃止は、中央図書館の決裁が必要。 ・図書館情報システムへの登録の際、利用者資格は「団体一般」または「団体学校」とする。	・新規に団体を登録するときは、活動拠点とする図書館に登録申請を提出する。 （団体カードを発行） ・図書館情報システムへの登録の際、利用者資格は「団体(学校)」と「団体(一般)」の2種類とする。
団体(文庫)への貸出	・概ね2～3ヶ月に1回配本する。 ★貸出図書はひまわり文庫用の図書とする。	・貸出期間は施設の状況に応じて設定する。（概ね2～3ヶ月に1回配本する。） ★貸出図書はひまわり文庫用の図書とする。	・図書館窓口のみとする。 ・貸出冊数は1団体【団体(学校)は40冊以内、団体(一般)は30冊以内】とする。また貸出期限は1ヶ月以内とする。 ★貸出図書は図書館所蔵の一般図書とする。
団体(文庫)からの返却	個人貸出に準じて端末で処理を行う。	個人貸出に準じて端末で処理を行う。	個人貸出に準じて端末で処理を行う。
備考	個人への貸出は1人4冊2週間以内 ひまわり文庫の選書は、設置箇所の特性を考慮しながら、実用書・小説・児童書を中心とした貸出に適する資料を収集する。	個人への貸出は1人4冊2週間以内	